

○政府調達に関する苦情の処理手続要領

平成12年12月22日告示第992号
改正
平成26年4月15日告示第233号
平成31年1月29日告示第33号
令和3年2月16日告示第57号

政府調達に関する苦情の処理手続要領

政府調達に関する苦情の処理手続要領(平成8年愛知県告示第207号)の全部を次のように改正する。

1 趣旨

この要領は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束(以下「協定等」という。)の適用を受ける県が行う調達に係る苦情の処理手続について必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 委員会 愛知県政府調達苦情検討委員会
- (2) 苦情申立人 3(1)により苦情の申立てを行った者
- (3) 関係調達機関 3(1)による申立てのあった苦情に係る調達を行った県の機関
- (4) 供給者 物品等又はサービスの調達に関し当該物品等又はサービスの提供を行った者又は行うことができた者
- (5) 参加者 4(1)の通知をして苦情の処理手続に参加した者
- (6) 当事者 苦情申立人、参加者及び関係調達機関
- (7) 作業日 県の休日に関する条例(平成元年愛知県条例第4号)第1条第1項各号に規定する県の休日以外の日

3 苦情の申立て等

- (1) 供給者は、調達が協定等の規定に違反して行われたと認めるときは、調達手続のいずれの段階においても、委員会に対し、苦情の原因となった事実を知ることができた日から10日以内に、書面により苦情を申し立てることができる。
- (2) (1)の書面が郵便により提出されたときは、その郵便に係る通信日付印により表示された日(その表示がない場合又はその表示が明瞭でない場合にあつては、その郵便について通常要する郵送日数を基準としたときにその日に相当すると認められる日)に提出されたものとみなす。
- (3) 関係調達機関又は委員会が誤って(1)の期間よりも長い期間を苦情申立期間として教示した場合において、その教示された期間内に苦情の申立てがあつたときは、当該苦情は、(1)の苦情申立期間内に申し立てられたものとみなす。
- (4) 苦情を申し立てようとする供給者は、関係調達機関との協議による苦情の解決が奨励されていることに鑑み、苦情を申し立てる前に、できる限り、関係調達機関に対して協議による苦情の解決を申し出るものとする。関係調達機関は、この申出があつたときは、速やかに供給者と協議を行い、苦情を解決するよう努めなければならない。
- (5) (4)の協議は、供給者又は関係調達機関のいずれからも書面による通知をもって打ち切ることができる。
- (6) (4)の協議によっても苦情が解決されなかった場合における苦情申立期間の計算については、その協議に要した期間は、算入しない。
- (7) 委員会は、苦情の申立ての書類に不備があると認めるときは、当該苦情を申し立てた者に対し、その補正を求めることができる。この場合において、不備が軽微なものであるときは、委員長は職権で補正することができる。
- (8) (1)の苦情の申立ては、書面によりいつでもこれを取り下げることができる。委員会は、この苦情の申立てが取り下げられたときは、遅滞なくその旨を当事者に通知する。

4 参加者

- (1) 委員会が受理した苦情に係る調達に利害関係を有するすべての供給者は、5(4)の公示があ

った日から5日以内に、苦情の処理手続に参加する旨を参加の趣旨及び理由を明らかにした書面により委員会に通知することにより、苦情の処理手続に参加することができる。

(2) 委員会は、(1)の通知があったときは、遅滞なくその旨を当事者に通知する。

(3) (1)の通知は、書面によりいつでもこれを取り下げることができる。委員会は、この通知が取り下げられたときは、遅滞なくその旨を当事者に通知する。

5 苦情の検討の事前手続

(1) 委員会は、苦情の申立てがあったときは、直ちに当該苦情の申立てに係る書面の写しを関係調達機関に送付するとともに、原則として当該苦情の申立てがあった日から10作業日以内に、当該苦情の申立てについて受理するか否かを決定しなければならない。

(2) 委員会は、苦情の申立てが次のいずれかに該当すると認めるときは、理由を付して書面により却下することができる。この場合において、委員会は、却下した旨を関係調達機関に通知する。

ア 申立て期限を徒過した場合（正当な理由があると認めるときを除く。）

イ 協定等に関係がない場合

ウ 軽微又は無意味である場合

エ 供給者でない者からのものである場合

オ その他委員会における検討が適当でない場合

(3) 関係調達機関は、申立てのあった苦情が却下されるべきであると判断するときは、理由を付してその旨を書面により委員会に申し出ることができる。

(4) 委員会は、苦情の申立てを受理したときは、直ちにその旨を書面により苦情申立人及び関係調達機関に通知するとともに、委員会の定めるところにより公示する。

(5) 契約の締結又は執行の停止に関する要請

ア 委員会は、苦情の申立てを受理したときは、当該苦情の処理手続が終了するまでの間、契約締結前にあっては契約を締結すべきでない旨を当該苦情の申立て後12作業日以内に、契約締結後10日以内にあっては契約の執行を停止すべき旨を速やかに、書面により関係調達機関に要請する。

イ 委員会は、緊急かつやむを得ない状況にあるため、アの要請を行わないこととしたときは、直ちに理由を付してその旨を書面により苦情申立人に通知する。

ウ 関係調達機関は、アの要請を受けた場合には、緊急かつやむを得ない状況にあると認めるときを除き、速やかにその要請に従う。

エ 関係調達機関は、緊急かつやむを得ない状況にあるため、アの要請に従わないこととしたときは、直ちに理由を付してその旨を書面により委員会に通知する。この場合において、委員会は、直ちに当該書面の写しを苦情申立人に送付する。

オ エの通知があった場合において、委員会は、当該理由が認めるに足りるものかどうかを判断し、その結果を直ちに書面により苦情申立人及び関係調達機関に通知する。

(6) 委員会は、苦情の申立てを受理した場合において、苦情申立人又は関係調達機関から苦情の迅速な処理の要請が書面によりなされたときは、直ちに迅速な処理を行うか否かを決定し、その結果及び理由を当事者に通知する。

(7) 関係調達機関の調達報告書

ア 関係調達機関は、委員会から苦情の申立てが受理された旨の通知があったときは、その通知があった日から14日以内に、当該苦情に係る調達に関し、次に掲げる書類を含む報告書（以下「調達報告書」という。）を作成し、委員会に提出しなければならない。

(ア) 当該調達に関連する仕様書、入札書類その他の文書

(イ) 当該苦情について、関連する事実及び判明した事実並びに関係調達機関の行為及び意見を記載した書面

(ウ) その他当該苦情を解決する上で必要となると見込まれる事項又は情報を記載した書面

イ アの提出期限は、(6)の迅速な処理（以下「迅速処理」という。）を行う場合にあっては、その旨の通知があった日から6作業日以内とする。

ウ 委員会は、調達報告書を受領したときは、直ちにその写しを苦情申立人及び参加者（以下「苦情申立人等」という。）に送付する。

エ 苦情申立人等は、調達報告書の内容について当事者以外に公開してはならない。

- オ 苦情申立人等は、調達報告書の写しを受領した日から7日以内（迅速処理を行う場合にあっては、5日以内）に、これに対する意見を書面により委員会に提出することができる。
- カ 委員会は、オの書面を受領したときは、直ちにその写しを関係調達機関に送付する。
- キ 委員会は、申立てのあった苦情に係る調達に利害関係を有する者の同意があった場合を除き、当該者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者が提出した商業上の秘密情報については、公開しない。

6 苦情の検討の実施

- (1) 委員会は、当事者に対し、説明、主張、文書の提出等を求め、これに基づき、苦情の検討を行う。
- (2) 関係調達機関は、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合を除き、説明、主張、文書の提出等を拒むことができない。
- (3) 委員会は、説明、主張、文書の提出等が公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生じるおそれのある場合に該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、関係調達機関に説明、主張、文書の提示等をさせることができる。この場合において、何人もその説明、主張、文書等の公開を求めることができない。
- (4) 申立てのあった苦情に関して利害関係を有すると認められる委員は、委員会における当該苦情の検討に加わることができない。
- (5) 委員会は、申立てのあった苦情に係る調達に関して訴えが提起された場合であっても、この要領の定めるところにより苦情の検討を行う。
- (6) 当事者は、委員会が検討の結果を取りまとめる前に、委員会に出席し、意見を述べることができる。
- (7) 当事者は、弁護士又は委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。この場合において、代理人が二人以上あるときは、各人が本人を代理する。
- (8) 代理人の権限は、書面により証明しなければならない。
- (9) 当事者及び代理人は、委員会の承認を得て、補佐人とともに委員会に出席することができる。
- (10) (7)及び(9)の承認の申出は、書面により行わなければならない。
- (11) 委員会は、(7)及び(9)の承認をいつでも取り消すことができる。
- (12) 当事者は、委員会の許可を得て、他の当事者の意見又は報告の陳述を傍聴することができる。
- (13) 委員会は、委員会が必要と認める場合は、証人を出席させることができる。
- (14) 当事者は、委員会における自己の意見若しくは報告の陳述を公開で行うこと又は証人の出席を求めることができる。この場合において、委員会は、原則として、その求めに応ずるものとする。
- (15) 公開で行われる当事者の意見及び報告の陳述並びに証人の出席については、委員会、当事者及び証人は、当事者その他申立てのあった苦情に係る調達に利害関係を有する者の営業上の秘密、製造過程、知的財産その他当該者に関する商業上の秘密情報の保護に配慮しなければならない。
- (16) 委員会は、当事者から請求があった場合又は委員会が必要と認める場合は、苦情の内容について公聴会を開催することができる。
- (17) 委員会は、必要があると認める場合は、苦情の検討の対象となる調達に関し識見を有する技術者等から意見を聴くことができる。この場合において、当該技術者等は、当該調達に関して実質的な利害関係を有する者であってはならない。
- (18) 委員会は、苦情の検討を行う過程において法律に違反する不正又は行為の証拠を発見したときは、関係機関に通報する。

7 委員会の検討結果報告書及び提案書

- (1) 委員会は、苦情の申立てがあった日から90日以内（公共事業に係る苦情の申立てにあっては、50日以内）に、苦情の検討の結果について、その根拠に関する説明、苦情の全部又は一部を認めるか否か及び調達手続が協定等の規定に違反して行われたものであるか否かを明らかにした報告書（以下「検討結果報告書」という。）を作成する。
- (2) (1)の作成期限は、迅速処理を行う場合においては、苦情の申立てがあった日から45日以内（公共事業並びに電気通信機器及び医療技術製品並びにこれらに係るサービスに係る苦情の申立てにあっては、25日以内）とする。

- (3) 委員会は、調達手続が協定等の規定に違反して行われたものであると認めたときは、検討結果報告書とともに、次に掲げる一以上の是正策を提案する書面（以下「提案書」という。）を作成する。
- ア 新たに調達手続を行う。
 - イ 調達条件は変えず、再度調達を行う。
 - ウ 調達を再審査する。
 - エ 他の供給者を契約の相手方とする。
 - オ 契約を解除する。
- (4) 委員会は、検討結果報告書及び提案書の作成に当たっては、当該調達の状況に関し、次に掲げる事項等について考慮するものとする。
- ア 調達手続における瑕疵(かし)の程度
 - イ 供給者に与えた不利益の影響の程度
 - ウ 協定等の趣旨の阻害の程度
 - エ 苦情申立人及び関係調達機関の誠意
 - オ 当該調達に係る契約の履行の程度
 - カ 当該提案が関係調達機関に与える負担
 - キ 調達の緊急性
 - ク 関係調達機関の業務に対する影響
- (5) 委員会は、検討結果報告書及び提案書を作成したときは、直ちに当事者に送付する。
- (6) 関係調達機関は、提案書が送付されたときは、委員会の提案を尊重して是正策を実施する。関係調達機関は、委員会の提案に従わないこととしたときは、提案書の送付があった日から10日以内（公共事業に係る苦情の申立てにあっては、60日以内）に、理由を付して書面により委員会に報告する。
- (7) 委員会は、検討結果報告書及び提案書に関し照会があったときは、これに回答する。
- 8 苦情の申立て及び処理の状況の公表
- 知事は、委員会からの報告に基づき、政府調達に係る苦情の申立て及び処理の状況を取りまとめ、その概要を公表する。
- 9 期間
- (1) 本処理手続において、日数の計算は、特に規定がない限り暦日による。
 - (2) 本処理手続において、期間の初日は、算入しない。
- 附 則
- 1 この要領は、平成12年12月22日から施行する。
 - 2 改正後の政府調達に関する苦情の処理手続要領の規定は、平成12年12月22日以後に申立てのあった苦情について適用し、同日前に申立てのあった苦情については、なお従前の例による。
- 附 則（平成26年4月15日告示第233号）
- 1 この要領は、平成26年4月16日から施行する。
 - 2 改正後の政府調達に関する苦情の処理手続要領の規定は、平成26年4月16日以後に申立てのあった苦情について適用し、同日前に申立てのあった苦情については、なお従前の例による。
- 附 則（平成31年1月29日告示第33号）
- この要領は、平成31年2月1日から施行する。
- 附 則（令和3年2月16日告示第57号）
- この要領は、令和3年2月16日から施行する。